

## 丹波篠山市生ごみ処理機器等購入助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、各家庭から排出される生ごみを堆肥化するため、生ごみ処理容器等又は生ごみ処理機器（以下「機器等」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することにより、機器等の設置を促進し、生ごみの再利用を図るとともに、市民のごみ再利用意識の高揚及びごみの減量化を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) コンポスト容器 土中に一部埋め込み、生ごみを堆肥化する容器をいう。
- (2) 生ごみ処理容器 土を必要とせず屋内等で利用できる容器で、微生物の投入により生ごみの醗酵を促進し、堆肥化する容器をいう。
- (3) 生ごみ処理機器 手動若しくは電動により生ごみを攪拌し、又は微生物を投入し醗酵促進を行うことにより、粉碎、分解、消滅若しくは堆肥化を行う容器及び加熱又は乾燥により生ごみを減量化する機器をいう。ただし、粉碎のみを行うものはこれに含まない。
- (4) 個人 市内に住所を有し、現に居住する市内の住宅に機器等を設置する者をいう。
- (5) 事業者 市内に住所を有し、主たる事業拠点を市内に有する個人事業主又は市内に本店を有する法人で、市内事業所に機器等を設置する者をいう。

### (助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、未使用の機器等を購入した個人又は事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税等を滞納していない者であること。
- (2) 自己の責任において機器等を設置し、これを適切に管理できる者であること。
- (3) 生ごみからできた堆肥を自ら適切に活用することができる者であること。
- (4) 市が行うごみ再利用意識等に関する調査に協力する者であること。

2 助成金の交付を受けた者は、交付を受けた日から5年間は、当該助成金の交付を受けることができないものとする。

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表に定めるとおりとする。

### (交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、丹波篠山市生ごみ処理機器等購入助成金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、申請者に対し、丹波篠山市生ごみ処理機器等購入助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。この場合において、助成金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(助成金の請求)

第7条 前条の通知を受けた者は、丹波篠山市生ごみ処理機器等購入助成金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第8条 市長は、助成金の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により交付を受けたとき。
- (2) 第6条の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が助成金の交付を不相当と認めるとき。

(維持管理)

第9条 機器等の購入者は、付近の住民等に迷惑をかけないように、生活環境の保全に配慮し、正常な機能が発揮できるよう常に適切な維持管理に努めなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和4年5月 日要綱第 号)

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

対象機器		助成金の額	助成数量
コンポスト容器	購入した日から起算して1年以内のもの	購入金額(消費税を除く)の2分の1以内で20,000円を限度とする。(100円未満は切り捨てる。)	1世帯又は1事業所 2基まで
生ごみ処理容器			1世帯又は1事業所 2基まで
生ごみ処理機器			1世帯又は1事業所 1基まで

(備考) 同居世帯は1世帯とみなす。

様式第1号（第5条関係）

整理番号  
年 月 日

丹波篠山市生ごみ処理機器等購入助成金交付申請書

丹波篠山市長 様

住所又は所在地	郵便番号
事業者名 (事業者の場合)	ふりがな
氏名又は代表者名	ふりがな
電話番号	

丹波篠山市生ごみ処理機器等購入助成金交付要綱第5条の規定に基づき、生ごみ処理機器等購入助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

設置場所	丹波篠山市		
機器の名称		機種	
購入価格	円（消費税を除く）		
購入日	年	月	日
購入店名			
設置完了日	年	月	日
丹波篠山市生ごみ処理機器等購入助成金の交付に当たって、私の市税等の納付状況及び住民基本台帳の記録の状況について、市長が関係部局に報告を求めることに同意します。住所 丹波篠山市			
氏名又は名称、法人に あつては代表者の氏名			

添付書類

領収書の写し（機器等の名称、購入者住所・氏名が明記されていること）

購入が証明できるもの（保証書の写し等）

◎ 申請書を審査し、適当と認めた後、助成金交付決定を行いますので、決定通知がなければ助成対象となりません。

※ 下欄は、記入しないでください。

助成金交付決定額	円
----------	---



様式第3号（第7条関係）

整理番号  
年 月 日

丹波篠山市生ごみ処理機器等購入助成金交付請求書

丹波篠山市長 様

住所又は所在地	郵便番号
事業者名 (事業者の場合)	ふりがな
氏名又は 代表者名	ふりがな
電話番号	

丹波篠山市生ごみ処理機器等購入助成金交付要綱第7条の規定に基づき、助成金の交付を下記により請求します。

記

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

振込み先

金融機関名	(銀行・信用金庫・信用組合・農協)		支店
預金種目	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			